**平成２２年（フ）第３３７号**
三重県四日市市大字茂福254番地
債務者　榊原　将英
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第３４２号**
三重県四日市市西伊倉町７番８―68号
債務者　上田　則子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第３４４号**
三重県四日市市東富田町13番32号　伊藤守夫方、住民票上の住所三重県四日市市蒔田３丁目９番21号
債務者　伊藤　寿則
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第３４６号**
三重県四日市市曙２丁目１番１―204号
債務者　松居　美香
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２２年（フ）第２７１号**
滋賀県東近江市小脇町613番地、前住所滋賀県東近江市東沖野１丁目７番７号
債務者　ワールド・ワーカーこと　込山　政子（旧姓永山）
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
大津地方裁判所彦根支部

**平成２２年（フ）第４５６号**
兵庫県宝塚市高司３丁目１番４号202号
債務者　武内　繁樹
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第４６５号**
兵庫県宝塚市高司３丁目８番６号コスモハイツらん102号、前住所兵庫県神戸市西区玉津町西河原200番地の３　サンシャイン呉地Ａ―103号
債務者　稲葉真樹子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２２年（フ）第９６４号**
兵庫県西宮市名次町９番２―505号
債務者　久保　知子（旧姓宮﨑）
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９８９号**
兵庫県尼崎市稲葉荘４丁目18番１―206号
債務者　吉田　親司
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第９９７号**
兵庫県芦屋市高浜町２番１―431号、前住所神戸市東灘区御影１丁目７番17―305号
債務者　今西　　正
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１００３号**
兵庫県尼崎市立花町１丁目26番32号大黒文化101号
債務者　柳田　健吾
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１００８号**
兵庫県尼崎市昭和通８丁目268番地の３　サントピア尼崎404号
債務者　大田　紀子
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

**平成２２年（フ）第１０８号**
兵庫県豊岡市若松町２番28号
債務者　村尾　美鈴
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１１７号**
兵庫県豊岡市若松町２番28号
債務者　村尾　匡規
1　決定年月日時　平成22年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

**平成２２年（フ）第１８５号**
鳥取県米子市石井1010番地
債務者　若松　里奈
1　決定年月日時　平成22年11月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
鳥取地方裁判所米子支部

**平成２２年（フ）第１８４号**
愛媛県四国中央市三島金子３丁目１番44号金子南団地11号
債務者　吉岡　　亨
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２２年（フ）第２０１号**
愛媛県西条市三津屋南２番３
債務者　豊島ちか子
1　決定年月日時　平成22年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
松山地方裁判所西条支部